

# 時間外選定療養費について

当院は二次救急医療機関として地域の緊急性の高い重症患者さんを24時間体制で受入れを行っております。しかし、医師不足に加え、緊急性を要しない患者さんが夜間・休日に多く来院しており診療に支障をきたす事態が生じています。緊急性の高い重症患者さんを最優先に対応するため診療時間外の時間帯に受診された方のうち、原則として入院を要しなかった方につきまして診療費とは別に平成30年4月1日より時間外選定療養費の徴収をさせていただきます。

地域の救急医療を維持していくためのやむを得ない措置ですので、皆様のご理解をお願いいたしますとともに、適正な時間外受診に何卒ご協力のほどお願いいたします。

【時間外選定療養費】

5,000円（税別）

## 【対象時間】

平日	17:00～翌8:30
土曜日(第1・3・5)	12:45～翌8:30
休診日 【土曜日(第2・4)・日曜日・祝祭日・創立記念日 (7/17)・盆休(8/15)・年末年始(12/29～1/3)】	終日

以下に該当する場合は対象外となります。

- 救急外来受診のための紹介状をお持ちの方
- 受診後にそのまま入院になった方
- 当院の医師より注射・処置などのため、救急外来を受診するように指示されている方
- 当院で治療中の疾患が急変された方
- 公費負担の方

平成30年3月30日  
佐野厚生総合病院  
病院長